

午前10時39分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、15番手嶋栄治議員の質問を許可します。15番手嶋栄治議員。

（15番手嶋栄治君登壇）

○15番（手嶋栄治君） 皆さんおはようございます。早朝から傍聴ありがとうございます。余り早過ぎたのでびっくりしました。

3月31日をもって退職される職員の皆様、本当に長い間、御苦労さんでございました。また、特に今回は女性部長が2人もやめられるということで、非常に寂しくなるのではなかろうかと思っております。最後の議会でございますので、一生懸命答弁をお願いしたいと思います。

また、地区外の方は、4月からはふるさと納税を、地区外の職員はよろしくお願いを申し上げます。

それから、きのうの西日本新聞に載ってましたけれども、自治体の非正規職員にボーナスと、いろいろの地方自治体で働く非常勤の改善に向けた関連法案が7日に閣議決定をして、2020年の4月から施行されるようになるだろうということでございます。これは私も常々思っていたんですけど、やっぱり職員と非常勤職員の差が物すごくあり過ぎる。仕事はどっちがしているのだということもありますね。皆さんもそうだと思います。やはり職員はてれっとして、臨時職員のほうが働きよるという職場もあるそうです。私は実態は知りませんが、そういう話があります。それは私たちも見よって、一生懸命する職員、またしない職員とはっきりしていることもあると思っております。これは私の考えでございます。

そういうことで、後は質問席から質問いたします。執行部の答弁よろしくお願いたします。

（15番手嶋栄治君降壇）

○議長（浅尾静二君） 15番手嶋栄治議員。

○15番（手嶋栄治君） まず最初に、ダム事業関連についてを質問いたします。

まず最初に、市長の今度の施政方針について、改めて朗読し直したいと思います。

小石原川ダムは、平成31年度に完成する予定であり、小石原川沿いの洪水被害の軽減が図られるとともに、江川ダム及び寺内ダムとともに3つのダムの総合的な運用が行われることとなります。私は、小石原川及び佐田川の安定的な水量の確保を期待しており、3ダムの総合的な運用計画について、重大な関心を持って見ております。両筑平野用水2期事業については、3ダムの総合的な運用と相まって、かんがい用水及び地域用水の実態に即した水管理を求めてまいります。また、継続が決定された筑後川水系ダム群連携事業については、施行地域に不安を及ぼさないこと並びに河川の流量及びかんがい用水等の既得用水に寄与することが重要だと考えております。朝倉市は、これらの見通し

を確認するため、平成28年9月に国土交通省筑後川河川事務所長に対して質問書を提出いたしました。朝倉市としては、事業の展開に応じて、その都度、意見を申し述べたいと考えております。

という施政方針でございます。これは、私が前からいろいろこの件は考えておりましたけれども、やはり市長が大体私と同じような施政方針をしていただきました。ありがとうございました。

まず、三奈木地区の地域用水について質問いたします。三奈木地区の集落周辺には寺内ダムによる水資源開発が行われる前から寺内井堰、現に地元ではえびら井堰と言っておりますが、そこから取水した水が、地域の防火用水、生活用水、水質の浄化、その他一番元は農業用水でございますけれども、に役立っております。現在も、その機能は同じと思っております。

その流域の説明を皆さんにしたいと思っておりますけれども、私が言っているのは、寺内の中を通りまして、三奈木小学校、そして三奈木を真っすぐ流れまして、十文字、そして建出、中島田方面に行っている1本の水路。それから三奈木小学校の手前から長畑、そして立石の相窪に流れている水路、それから三奈木保育所の左から流れまして、小隈、それから久保鳥、それからいろいろ下の地域の水源の元となっております。

この堰を両筑平野用水事業では、寺内井堰等の旧堰は、両筑平野用水事業でつくった新しい堰や取水施設に合口される、一緒にするということですね。寺内ダムも撤去の対象となっております。

そこで、水資源機構は寺内井堰取水にかわる施設として、寺内簡水からのつなぎ込み水路を建設を昨年、28年度に完成しました。

これをつくるのに、地元三奈木としては、かなりの年数で水資源政策課とか地元の人とか話し合いを行いました。最終的には、朝倉市、そして県も入った確認書を結んで、合意をいたしました。

この合意の内容もちよっと覚えているだけ言います。現在、非かんがい期に流れている水量は流す。そして非かんがい期はそうなんですけど、農繁期、かんがい期の水量は、地元民が納得した上で水量が足りるか足りないか納得した上で流すと、堰を閉めると。だから地元民が納得しないなら、堰はいつまでもそのままというような、たしか合意があったと思えます。

というのは、これは何でかという、やっぱり第2期工事がまだぴしゃっと終わってない。終わったらまたその時点で水量の確保ができるけど、まだ現在終わってないから、その水量が確保しないと、最終的にはできないと。堰をとめることはできないということであると思えます。

それが、そういう確認書をつくっておきながら、何かこの昨年通水試験が12月だったと思えますが、あっています。そのときに、この水路に流す、導水から流す水が、どの権利

の水を流すかが決まっていないということが、話に出たそうです。どのような水を流すも流さんも、我々地区民は、水を流してもらわないけんわけです。これが非常に不透明、不適格です。

それはもう市長も皆さん知ってあるとおり、三奈木は上水も386バイパスから上は、上水も下水も来ません。全部排水は河川です、上水は地下水、だからこういうところで、水の一定の何らかの量を出してもらわないと、これは三奈木だけの問題ではございません。それは金川もその下流域も全部影響が及ぶはずです。

だから、佐田川とこの水量とはまた別問題であると。これが国交省とか水資源政策課はわかっている、多分わかっていると思うんです、この問題は。だからそこ辺を解決してもらわんと、三奈木はもう水は要らんけ、おまえら死んでしまえと言うと一緒です、将来的には。地下水がないなら、なら上水道を水道引っ張ってくれと、市が引っ張ってやる、国が引っ張ってやるなら、それは問題ないけど、その水量が減るということは、絶対将来的に、私たちは先が短いから関係ございませんけど、子、孫にまで地下水の低下が物すごく影響してくると思っております。

今言ったこと、どうか、どういう考えかちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（武内伸一君） 今議員がおっしゃった内容につきましては、朝倉市でも非常に大きな問題ということで捉えております。それで、ちょっと説明が長くなるかと思いますが、時系列で簡単に説明なり回答させていただきたいと思っております。

三奈木地区の地域用水については、どうするのかとした質問だろうと思っております。大意については、佐田川、小石原川におきましては、両筑平野用水事業で、廃止されるべき堰が残っているといたしまして、福岡県や水資源機構によって、旧堰からの取水を廃止する業務が行われております。

寺内井堰、議員がおっしゃいます地域では、えびら井堰と言っているようですが、これも他の井堰と同様に廃止されるべき堰と聞いております。

つなぎ込み水路の関係ですけど、そういったことのために、水資源機構が両筑平野用水2期事業におきまして、三奈木地区の了解を得た上で、寺内井堰からの取水にかわる施設といたしまして、寺内幹線からのつなぎ込み水路が建設されております。

この施設は、28年5月に完成をしているようでございます。かんがい期、非かんがい期の試験通水がこれで行われるようになりました。

当時、建設に当たって結ばれました覚書、この中では、三奈木地区の冬季用水についても、筑後川流況や地域内の環境などを考慮し、適正量を確保することと定められております。

また、この確認書の中では、適正量とは、冬季かんがい用水の水利権量の範囲内において、土地改良区の協力により確保できる水量を言うんだということで、定められておるよ

うでございます。

この記述におきましては、地域用水として必要な水は、かんがい用水の水利権量から流しますとの約束であると認識しておりました。しかし、現在、かんがい用水から流すのかどうかということが、課題として議員も言われるように、課題として浮かび上がってきました。

それは、かんがい期の農業用水も不足をしているのに、専ら地域用水として利用される冬水が農業用水水利権の範疇とされるのはいかななものかといった意見が出まして、課題となっておるところでございます。

この意見は、寺内井堰の三奈木水路だけでなく、佐田川、小石原川沿線周辺全てに係ることでありまして、朝倉市にとっても、大きな問題ということで捉えております。

朝倉市は、冬水が農業用水の範疇には疑問とした意見を受けまして、水利用許可の内容や事業計画当時の手続などについて、調査、勉強をさせていただきました。

その結果、朝倉市は、この意見については、関係機関で改めて調査、整理する必要があるということで、実態に即した措置が必要であるという判断に至っております。

とりあえず、三奈木水路へのつなぎ込み水路の試験通水、今回は試験通水でありますので、農業用水を使う限定的措置を関係者が合意して、進めてきたものでございます。

言いかえますと、課題解決は先送りにして、まずは限定的措置として、試験通水だけを行っているというものでございます。

朝倉市は、非かんがい期の水のあり方には、疑問がございますので、両筑平野用水事業関係者並びに河川管理者に対して、従前から河川を活用してきた周辺地域の水の権利と取り扱いについて、早急に調査し、整理していただきたいと申し上げております。

調査し、整理していただく内容につきましては、非かんがい期に地域が利用してきた水が、かんがい用水の権利の中に入るのか、それとも防火用水などを取水する権利は、旧堰に残ったままになっているのか、あるいは事業計画の段階で、地域の水は忘れ去られたのかについて、はっきりした上で、既得の水を使う権利について、善後策を講じてもらうことであります。

朝倉市といたしましては、後世に憂いを残さないよう、強く求めていきたいという、こういうスタンスでおる状況でございます。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 15番手嶋栄治議員。

○15番（手嶋栄治君） 長々とありがとうございました。これは非常に難しい問題ですね。要するに、寺内ダムができるときに、そういうことをぴしゃっとしていればいいけど、そのときがあやふやで終わっているから、今までずっと尾を引いているのだろうと思っております。

とにかく地元民は、もう何の水でもいいと、赤水でも黒水でもいいと、一定の水量を流せということです。そうしないと、さっき言うたごと、将来的に、今はいいけど、将来的

に絶対遺恨を残すことになっていきます。

本当にそれは、三奈木だけの問題ではなくて、あちこちの、地下水が出なくなったらどうしますか。金川のあそこも、またあれはいろいろ問題がございますけれども、本当に地下水だけは大事にして、一定の水量だけはぜひ、どういう水でもいいと、流すということを確認をとっていただきたいと思っております。

それから、これも何遍も質問いたしますけれども、佐田川のちょうど相窪は大根川です。いろいろありますけど、大根川ということがございます。佐田川ですけど、大根川、これはもう皆さん知ってあるとおりに思いますけれども。

その辺が、やはり今の0.24トンの水量では絶対足りないということは、明白にわかっております。それはあと、井堰の取水区の問題とか、いろいろの問題があると思っておりますけれども、今さっき話しました。今の私の言いました水路、あそこも現在0.1トンから0.二、三トンぐらい流れているんじゃないかなろうかという話です。その倍ですよ、佐田川が、あの小さい川で0.12トン、佐田川で0.24トン、もう全然話にならないですね。

そういう契約になっています、現在は。これも維持水量じゃなくて限定水量ということでございます。

これが0.37トンになる、小石原川ダムができれば、もう絶対この水は、何回も言ってますけど、足りないと思っているんです。0.37トン、足りませんか、市長。足らんでしょう、これは絶対。だから大根川は大根川のままで佐田川にはいつまでもなりません。

ただ、私が一般質問をするということがわかったかわからないか知らんけど、私がずっとあそこをたびたび通っております。私がこの書類を出した後から、何か水量が何かふえてきたような感じがするわけです。0.5トン以上は流れているんじゃないかなろうかと、今あの水も豊富にあります。ことしもずっと水は多いから、水量はかなり流れておりますけれども、最低制限をひかされると、何かあったら、それしか出さん。それは絶対出さんです。

それと、私が一番危惧しているのは、木和田から導水で持ってきます。だから今まで流れている水は、100%流れていっても、あっちに仮にどれだけの水量を取るか知りませんが、いつも流れる水が少なくなるのは、絶対これは目に見えております。今まで100%流れよった水が、もう佐田川には50%ぐらいしか流れんとかなど。水量はわかりませんが、そういうことでございます。

そしたら、もう佐田川は荒れ放題、だから、そこら辺も、もう少し水量を、これは絶対河川管理者と協議していただいて、最低0.5ぐらいでも流してもらわなければならない、この0.37トンの基準は、それはもう課長も多分わからんと思っておりますけど、わかるならちょっと説明してください。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（武内伸一君） 大根川、佐田川ですけど、コンマ37トンの根拠なりにつきましては、小石原川ダム計画では、佐田川の寺内ダム超過地点で、正常流量として毎秒

0.37トンを確保するということになっております。

今現在は、多分0.4、0.5以上ぐらいは流れているんじゃないかなと思っておるところでございます。

0.37トンの根拠につきましては、覆没する区間をなくして、河川の正常な機能が果たされる流量として、河川管理者であります国土交通省が小石原川ダム建設時に定めたものでございます。そのようにダム事業者から聞いておるところでございます。

この正常流量としてということで考えられるのが、小石原川ダムを含めた3ダム運用方法、これは現在、水資源機構が作成中であるということでも聞いておりますけど、朝倉市は、河川沿線の行政でございまして、また江川ダムの利水ユーザーということでもございます。水資源機構は、きちんと説明してくれるんだろうと、運用に関して、そこらには期待しているところでございます。

3ダムの総合運用について、佐田川、小石原川の安定的な水量確保を期待しておりますので、重大な関心を持って、事業者と協議、調整していきたいということで考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 15番手嶋栄治議員。

○15番（手嶋栄治君） 何遍も申しますけど、要するに木和田導水ができれば、今本当にため切れない水は、全部佐田川に流れてきよるわけです。今は0.5トンぐらい、その前はもういつも私はすぐ佐田川の裏ですからわかりますけど、サイレンが鳴って、ちょっと多くなったら放水すると。それが導水が完成したならば、導水から水を江川に持っていくということは、完全にその水量は減ってくるわけ、佐田川に流れる水量は。

だから、本当、我々は何のためにどうしているんだろうかというような感じです。ダムの下流は。ダムの上流とか今度できる上側、小石原川ダム直下のあそこはいいけど、我々寺内ダムは、何のためにできたっちゃろうかと。我々を苦しめるためにできたダムじゃなからうかと、逆にそういう言い方をされる方もおられます。水が上にあって、自由にその水は使えない。

よそさへ持っていく。一番利用するのはどこですか、これは、一番下流でしょう。ダムの下は何も利益がない。下流の人は利益がある。そのダムの直下も何か利益があるような施策を打ってもらわんと。市長、どう思われますか。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今、手嶋議員が申されたように、佐田川、小石原川、それぞれ寺内ダム、江川ダムというダムを建設をいたしました。

その当時、私はまだ子どもで全然事情はわかりませんが、後に聞いた話によりますと、農業用水の確保というところが大前提であって、そういう関係で江川、寺内というのは、建設が、寺内の場合はいろいろありますけれども、そういう形でできた。

そのときに、残念ながら、今もそうですけれども、地域用水という考え方、これがなか

ったわけです。ですから、従来の農業用水というのは、既得水利権としてあれば、地域用水としていくものが、水利権としてあれば、その当ても確保できたんだろーと思いますが、残念ながらそういった考え方がなかった。今日に至ってきております。

今、言われますように、朝倉地域というものについての水の事情、水の環境というのが、これはダムだけではないかもしれません。ダムが原因ということ、全てがダムが原因ということは申しませんが、現実問題として、今指摘されたような状況でございます。

ですから、今度の小石原川ダムについては、少なくとも農業用水の確保あるいは今言われます佐田川について言うならば、従来0.24トンなのが0.37トンに増量されるというメリットがまだ何らか、この地域にあります。ですから、それはそれとして、受け取っていかないかん。

ただ言われますように、今度の小石原川ダムによりまして、佐田川の水を、流域を変更して、小石原川の上流を江川ダムの上流に持ってくるということになります。これは、説明を聞く範囲では、いわゆるある一定の水が多いときという、ですから佐田川がよいよ渇水の時まで持っていくということじゃなくて、ということです。

ただ、今言われますように、本来、河川というのは、大水が出て河川がきれいになる。それ以上洪水になっちゃいけませんけど、ある一定、増量したときに河川をきれいにする役割は果たすわけですから、そういった面では、果たして今後どうなるのかという不安が持たれるというのは、私もよく理解ができます。

そういうことも含めて、今後は特に後ほど手嶋議員から質問が出るでしょう。ダム群連携事業等についても、しっかりそういった問題点をきちんと頭に入れながら、小石原川ダムについても、考えていかなきゃならないと思いますし、また今一番問題になっているのが、えびら堰、いわゆる佐田川堰からつなぎ込み水路をつくりました。これは、えびら堰だけじゃなくて、これは全体にかかわる問題として、それがいわゆる両筑の持っているかんがい用水、水利権の中からそれを出すんだということなら、今度は農業用水が足りなくなるわけです。そういうことは許されないと私は考えています。

ですから、別な形でのそういった地域用水というものがあるとするならば、別の形でどうして、地域用水を確保するかということは、大きな朝倉市としての今後のテーマの一つだろうというふうに考えておりますので、ひとつ御協力のほどもよろしく申し上げます。

○議長（浅尾静二君） 15番手嶋栄治議員。

○15番（手嶋栄治君） 大体答弁の内容としてはよかったですけど、1カ所だけ間違いです。0.37トンになるからいいじゃないかということは、絶対だめです。それはふえます。ふえるけど、日ごろ流れてくる水が、何遍も言うごと、減ってくるわけです。これは皆さんわかるでしょう。日ごろどんどん流れよるとが、導水で江川ダムさえ持っていく。その水量は佐田川は流れてこんわけです。だから常時流れよるとが減るわけです。こっちが減る。その分を忘れないでくださいということです。

それで一応終わりますけれども、市長が今言われましたダム群連、これはいつやったですかね、これは、ダム群連は、あれを出されたんでしょ、質問書を、そのあれはどんなふうになっているか、わかる範囲で、言われる範囲で言うてください。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（武内伸一君） 質問書の件につきましては、昨年の全員協議会の中でも説明申し上げたところですが、朝倉市が筑後川河川事務所に質問書を提出したのは平成28年の9月27日でございます。その後、質問書に対します回答については、まだ受けていない状況でございます。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 15番手嶋栄治議員。

○15番（手嶋栄治君） まだ全然受けてない。言われないとですか、聞いてないとですか、どっちですか。

○議長（浅尾静二君） 都市建設部長。

○都市建設部長（武内伸一君） 大項目として3つほど質問をしたというのは全員協議会の中でも説明申し上げたところなんですけど、内容につきましては、非常に難しい部分が、国にとってもあるんだろうということで想像はしておりました。河川事務所だけでは回答できない部分が多々あると思っています。国土交通省本省協議もしていかないと難しいだろうということは、当初から想定をしておりました。

言葉の中では、幾分のやりとりはしておりますけど、肝心かなめの部分につきましては、まだ口頭でも話を聞いていないところがございます。

河川事務所から、情報をいただいたというのは、平成29年度予算の政府の内示額、これが2億3,100万円だということで拝聴しております。ちなみに平成28年、昨年につきましては、8,200万円でございます。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 15番手嶋栄治議員。

○15番（手嶋栄治君） つくるつくらは別として、ダムの下流が便利のよくなるような交渉をしていただかんと、もうそげなんとが来たばってんが、何も地域は前といっちょん変わらんじゃんかというような事業では、何もならないと思っておりますので、市長、そこはよろしくお頼みを申し上げます。

それぐらいにしまして、最後に、私は毎回言ってますけど、3ダムが完成した暁のイベント、これを今どんなふうに継続をしてあるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） 3つのダムを生かしたイベント企画でございますが、朝倉観光協会と一緒に今進めております朝倉インターナショナルサイクリングタウンアンドローカルフード支援プロジェクトという事業がございます。

この中でサイクリングコースの選定やルートマップの作成、サイクリングイベントの開催計画などを行っており、サイクリストを含めた観光客に対しPRを強化するさまざまな

取り組みも行っております。

また、サイクリングコースでは100キロ超えの長距離コースから、10キロ未満の短距離コースまで、さまざまなターゲットに合わせた選定が可能で、ダムを活用するコースとしたしまして、秋月から3つのダムを経て、原鶴温泉に導くルートは、サイクリングコースとして絶好のロケーションでございます。小石原川ダムが完成する平成31年度に向けまして、ほかのイベント、企画を絡めながら、関係部署、関係機関との協議を進めていき、さらなる検討を進めてまいりたいと、今このように思っている次第でございます。以上です。

○議長（浅尾静二君） 15番手嶋栄治議員。

○15番（手嶋栄治君） サイクリングですか。初めて聞きました。サイクリング、需要客おりますか、そんなに、人間が。やっぱりこういう一大事業は、多くの人が集まって、市長、私が前回申しましたのは、あくまでも3ダムの中心は三奈木の水の文化村だと、だからそれを中心にして、いろいろなことをしなさいと、どうですかと注文いたしておりました。

サイクリングは、多いと思いますけれども、それは一般の小さい子どもは何も関係ないですね。多分成人だろうと思いますけれども、全般的にかかわりのあるようなイベントをしていただかんと、特定の人だけ、ちょっと、だからもう31年でしょう、期限がないわけね、そんなに、ばたばた、いろいろするならしていかなと、またしてもらわな困ります、これは。市長、どんな思いですか。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今申し上げたのは、いわゆる3ダムの竣工時のイベントということだけじゃなくて、そういったものはあそこの3ダムを連携して、これは永続的に定期的にやっっていこうという形の、今話したんだと思うんです。

竣工時のイベントについては、もちろんそういったものも入るかもしれませんが、ほかにもいろんな知恵を出して、やらなきゃならんと思ってますし、また朝倉市だけじゃなくて、水機構ですとか、いろんな他の関係団体と一緒に、今からどういうものをやるかということは、話を詰めていく段階になってくるんだろうというふうに思っております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 15番手嶋栄治議員。

○15番（手嶋栄治君） しぶとく言うようですが、前回の観光課長の答弁は、何か違うほうがいいと、距離まではかかっていただいて、いろいろ考えた件があります。そういうことをするなら、早めにせんと、もういろいろの許可等何とか要りますから、思い立ったばい、ならしようかという、そのくらいのイベントならせんほうがいいと思います。何年がかりか、今ごろから思い立ちよって、今から段取りしていかなと、竣工時には、竣工時とは言いませんが、竣工時近辺には間に合わないと思っております。

これ、早くから思い立てば、今ダム業者もたくさんおられますから、ちょっとしていた

だいて、開催費用ぐらいどうか出るような、そのぐらいの便宜は図っていただければと思います。だから、早急に全員が参加できるような、ウォーキングでもいいし、観光課長が、前任の観光課長が申し出ておりましたけど、何かを考えていただきたいと思っております。

○議長（浅尾静二君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） 具体的には、体験型のイベントでありますとか、スポーツ企画、そういったものを具体的に入れながら、今後精力的に計画を立てていきたいと思っております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 15番手嶋栄治議員。

○15番（手嶋栄治君） ちょうどそのころが部長の定年どきじゃないと。多分そうやろう。派手にせんにゃいかんです、派手に。朝倉市のイメージを、ばあっとグレードアップさせるような行事をしていただかんと、せっかく3つのダムができるんですよ、これに関連した何かやっぱ目立つような事業をしてください。それではこれで終わります。

次に、水の文化村についてちょっと。昨年5月28日、三奈木コミュニティの主催で文化村で、ホテル祭りで3ダムと環境に対しての講演会を催しました。議員の方も見えてありましたし、一般の市民の方が多数各方面から来ていただいて、物すごく成功のうちにこの行事が終了いたしました。

その中で、久留米から来た人と言われましたけれども、この建物はどこに建っちゃるとなると、ダムの上な、森の中な、何なと、わからんな、この建物の場所がと、わざとでしょうけど、そういう言い方をされました。

だから、私もこれは、前々から思っておりましたけれども、下の木を伐採して、湖面が見えるようにしなければ、何のためにこの位置にこのアクアカルチャーゾーンが建っているかが、この建物が建っているかがわかりにくいとです。

だから、それを会議が終わって、村長と話しておりましたが、ちょうどそこに寺内ダムの所長もおられましたので、そういう雑談をいたしました。村長は、ならどうかしましよと、あそこ切ったらよかです、ここを切ったらよかです、そうそうそこ辺切ってしまえという話になりまして、そしたらその下がダムの用地ということで、そこ辺の境界をはっきりさせていただいて、村長が市長にお願いせないかんと、県にもお願いせないかんと、快く両方とも納得されまして、費用もそげんかかってないと思っておりますけれども、きつくない経費の中から、斜面の杉の木とかいろいろ雑木を切ってもらって、湖面がばあっと見えるようになっております。

そして終わってすぐダムも、所長の権限で下のほうも伐採しておりますので、もう本当に去年5月にあったホテル祭りのときから比べると、もう雲泥の差です。本当に頭の下がる思いでございました。本当に所長が、一生懸命ばたばたとしてくれたので、さっと、物すごく多いです、あそこも今、わりかし。

それから、私が去年の10月にちょうど片男波部屋が来ておりましたので、その前ちょっ

と情報が入って、あそこに梅ヶ谷の写真展をしているよということを聞きましたので、相撲取り3人連れて行って見ました。そうしたら、やっぱり非常に3人の相撲取りも若い子だけど、感動して、これはよかなと。建物じゃない、展示がですよ。だからこういうことをここで何でしてあるとですかと。これは杷木の出身の前の横綱ということで、熱心にそのあれを見ておりましたけれども、そういう企画もしていただいて。そして湖面も見えることになったということでございます。

そして、やっぱり今、文化村がどんどん活気があるようになってまいりました。イベントをかなりしております。私も時々行きますけれども、今度、毎月して、多いときには3回も4回もイベントをしております。

とにかくあそこの6人の職員の方が、非正規職員の方がよくやっておられます。先ほど言いましたけども、これは実際、新聞が出るとが後やったけど、これも話もしておったんです。この中で話をしようかと思いましたが、要するに、正職員じゃなくて、嘱託職員が6名で、本当に一生懸命やっております。あなたたちはくたびれやせんって、いやこれが今張り合いですと、若い女性もおられましたけど、本当にやられております。

冒頭でちょっと言いましたが、あれは話を別として、やはりだからこういうイベントがつかれるんです。嘱託職員でてれんばらんとてれんばらんするなら何もできません、正直言うて。感心いたしております。待遇の差がかなりありますけれども、職員以上にやっているんじゃないかと、感心をいたします。

私は市外から来ている職員に聞きました。何でこんなところに来たとね、給料も安いと、本当に聞きました。いやここはですね、この建物を生かして自分の思ったイベントか何か、どんどんしていったら楽しいですよという、その返事が返ってまいりました。すごいな、この人たちは、遠くから来るなら、ガソリン代払うてここに来るなら、手取りは幾らなど言うたら、このぐらいですと、そのぐらいですよ、本当にあの人たちには感動させられました。そして4月1日か2日か、桜祭りがあります。そのときの灯籠祭り、灯籠祭りの灯籠です、何百個、400個、つくっているわけですね、皆さんで、ボランティアも何人か来てもらったと言いますが、みんな職員でつくったと。すごいとができております。

そういうふうにして、集客をせないかと、こういう立派な建物があるのに何でお客が来ないだろうかということが一番に考えてあります。

総務部長も時には行ってから見てください。本当ですよ、本当一生懸命、あれが会社員なら、本当にその会社はすばらしい会社だろうと思っております。あくまでも嘱託員ですよ。

そういうことで、本当に報酬を上げろとかそういう話は言いませんけれども、とにかく市長も肝に銘じて、そこ辺はかわいがっていただきたいと思っております。

それからまた定番でございますが、スポーツゾーン、これはどんなふうになっているか。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） グリーンスポーツゾーンのグラウンドです。グラウンドの南側です。水はけが悪いということは認識しております。整備の必要性はあるというふうに認識しております。

ただ、今、すぐに取りかかるという状況ではございませんで、市全体を見渡しながら、優先順、緊急性を検討中でございます。そういう状況でございます。

○議長（浅尾静二君） 15番手嶋栄治議員。

○15番（手嶋栄治君） 部長が課長のときも同じ答弁でしたね。もう答弁がちょっと変わらん。何しよるとね、大体と言ようごとある。事故が起こらなせんとか。本当ですよ。同じ答弁を毎回毎回繰り返して、私たちが納得されますか。俺の給料を安うしたっちゃするぜって、そのぐらいの気構えを持ってから事にはかからんと、全体のことを考えてします、します。そのうちにあなたも退職するでしょう。誰があと面倒、また同じ答弁をずつとしてくる。

その計画性を持ってしてもらわんと、それは文化村の職員も言っておりました。何か悪いところはないと、グラウンドが悪いですものですねと、一番先にそこが出てまいりました。かなりソフトボール、野球場はグラウンドが傷んでおりますから、あの半分でもしなさいと、全体しよったら倍になるから半分ぐらいでもすれば、何千万円かで終わるとじゃないとですかと。本当ですよ、かわいそうですよ、子どもが。もう一度答弁やり直し。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） いかにもスポーツゾーンの利用者をふやすかということで思っているところでございますが、まず遊具の改修とか、その前はフェンスの改修とか、さまざまな投資といたしますか、修繕も含めまして、やっているところでございます。

まずはその遊具等なりトイレなり、特に必要な部分から進めておりますので、グラウンドにつきましては、雨が降ったときには、少し不便をおかけいたしますけれども、利用者の皆さま方にはもうしばらくお待ちください。よろしく願いいたします。

○議長（浅尾静二君） 15番手嶋栄治議員。

○15番（手嶋栄治君） 不便じゃないとですね。事故があったら怖いとですよ。不便も不便じゃろうけど、事故のないような施設にしてもらわんと、事故の起きるような施設じゃ困りますということです。

また、雨が二、三日続いたらもう1週間ぐらいべろべろの状態が続きますので、そうしたらまた使用もできない。子どもはどこに行ってるんですか、今度は。いろいろ関連が出てきますので、なるだけ早急に、部長がおられる間はしてください。お願いします。

それから、最後になりましたけど、太陽光発電についての質問をいたします。

これも、前回いたしましたけれども、農用地は申請が出されるので太陽光の規模等はよくわかりますけども、宅地、雑種地等は把握できていないという前回の答弁でございませ

た。それは、私もうかつでしたけど、あのときは農林課に聞いたんですね。税務課が来てなかったから、だから農林課ではわからないだろうと思っておりました。

まず、宅地、雑種地に設置してある太陽光の規模、全体の規模は大体どのぐらいあるかわかるなら、教えていただきたいと思っております。

○議長（浅尾静二君） 市民環境部長。

○市民環境部長（中山玲子君） 太陽光発電施設に対する課税の御質問でございまして、土地の宅地、雑種地に設置されている規模ということでございます。太陽光発電そのものが申告されてくる償却資産に該当いたします。土地とかどこに設置されているかということまでがわかるような申告ではございませんで、一つの所有者、法人、個人に限らず、一つのその資産を所有する所有者ごとに申告をされてくるわけです。

ですので、設置されている場所ですとか、そういった内容については、その申告書では読み取れませんので、全体把握、土地、宅地、雑種地にどれぐらいあるかというのは把握してございません。

あと、課税するときには、航空写真などを使いまして、できるだけ把握には努めておりますけども、個別にそういった集計は持っておりません。申しわけありません。以上です。

○議長（浅尾静二君） 15番手嶋栄治議員。

○15番（手嶋栄治君） 私も余り声が聞こえなかってわからなかったんですが、今回取り上げるのは、さっき、ちらっと言われましたけど、償却資産税のことでございます。固定資産税はわかります。持ち主のところは外部であろうと、何でもつきますけど、この太陽光に限っての償却資産税、これもその地域につくか、そこ辺の、漠然と、よその人が仮にこの宅地持ってあれば、そこにつくのか、ここにひっついてくるのか。

それともう一つは、これは前回も言いましたけども、九電は教えないと、国からどこにつけてありますよ、どれだけのキロ数でよということが流れてくるという話、そこ辺の説明を十分していただきたいと思っております。

○議長（浅尾静二君） 市民環境部長。

○市民環境部長（中山玲子君） まず、固定資産税の概要ということになるんですけども、固定資産税は毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。したがって、太陽光を市外の方が市内に設置された場合は、市に償却資産の申告をされて、市に税金が入るという形になっております。

今回、太陽光の資産というのが、個人でも法人でも電力出力が10キロワット以上を売電を目的として事業用の資産として持っている場合が、課税の対象となるということでございます。10キロワットの出力電力は、通常、家庭の各家屋の屋根にもつけられるぐらいの規模でもありますので、そういった内容を、今までは市が独自で把握することができませんでした。

28年に経済産業省から、その設置の内容のデータが開示をされるということで情報が入

りまして、市でも、その情報をとりながら、売電をされている個人、法人の事業者の方に、償却資産の申告の御依頼を申し上げて、課税客体の把握をしているという状況です。

28年までは九電もそうですが、経済産業省からも情報がもらえなかったのが、実際つけられている太陽光発電施設が、10キロワット以上であるかどうかということが、市で把握ができなかったために、課税ができなかったということで、公平に課税をするために、今回申告書を送らせていただいている状況です。以上です。

○議長（浅尾静二君） 15番手嶋栄治議員。

○15番（手嶋栄治君） 部長、私の質問に対して早過ぎたんですよ。私が今からそのことをわかりやすく言おうと思ったら、これは私が打ち合わせのとき、そう言うたから先に話したか知らんけど、この話は地域の人から話があって、うちの屋根と倉庫の屋根やいろいろつけたと。そしたら固定資産税が高くなったと、五、六万円、何で高くなったんですかということで来たから、私も聞いて、そしたら、つけ方にもよるし、10キロ以上だったら来ますよという回答やって、そのときに。

そうしたら、そのつけた人は、10キロ以上つけたら、その償却資産になるとかという説明を業者から受けてないということですよ。私はそこを言いたかったんです。本当は。

だから、それが10キロ以上は償却資産になります。年間どのぐらいの税金が来ますとか、そういうことを聞けば、8キロ以内に抑えるとか、でしょう、人間はそういうものじゃないですか。だからそういうことを、とにかく税金が来るとは知らなかったということです。

行政は指導してないけど、取りつけ業者がかかりますよとか、そこ辺の説明ぐらいいはしいっちゃねえなと言ったけど、それはもう業者の責任ですから、業者はどんどんつけさせたほうがいいんですから。だからそこ辺をはっきり、私はこういう大きな場で、10キロ以上やったら、税金、償却資産がかかりますよということを住民の方に知らせて、言ったほうがいいんじゃないかということで、私はこういう質問をしよるとです。

だからそこ辺をはっきりして、業者は何も言わんですよ。10キロ以上つけたほうがもうかるんじゃないから。個人はそれだけ5万円も6万円も償却資産を払わないかんなら、要らんことじゃないですか。なら8キロ、9キロで抑えておけば、仮にかからんなら、そういうことを言いたかったから、話をしよる。そこをはっきりしていただきたいと思っております。

それと、ついでに言いますけれども、増設工事があちこちでありよります。一遍つけたところにまたありよります。私も見て回りますと、だから大きな施設のところにもまたつけよります。

これは、さっき言われた国から増設した分は、また市に報告があれば問題ないんですけど、その報告がなかった場合は、もうそのままつけっ放しで何も払わんでいいとか、そこ辺の管理もございますので、そこ辺もよろしく願います。

○議長（浅尾静二君） 市民環境部長。

○市民環境部長（中山玲子君） 課税客体の把握をしっかりとということだろうと思います。先ほど把握については、農地転用とかの申請の状況とか、地目変更の届け出もございまして、あと市内巡回を職員も行っております。それから航空写真も撮っておりますので、そのあたりでしっかりと課税客体の把握には今後も努めて、公平な課税に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 15番手嶋栄治議員。

○15番（手嶋栄治君） もう営業用じゃなくて、個人でつけた、10キロ以上は必ず償却資産がつかますとか、9キロならつかみませんとか、その辺をはっきりしていただきたい。それは、ただ聞くところによると、同じ10キロでもつけ方によっては、非常に費用がかかるつけ方をしてある方もおられるそうです。

だから、そういうとも償却資産がかかるかどうか、そこ辺を。だから同じ10キロでも9キロでもこの人は工事費が余計かかっているからかかるということも多分あるんじゃないかと思うとです。だからその辺をはっきり、10キロ以下は絶対かからんと言われればそれでいいとです。

○議長（浅尾静二君） 市民環境部長。

○市民環境部長（中山玲子君） 申しわけありません。事業用資産としての課税の基準でございましてね。課税の基準としては、地方税法の施行規則ということにうたってございまして、経済産業大臣が定める電力出力の10キロワット以上を事業用資産として定義をしております。そういった内容で、10キロワット以上の方の売電がある場合が事業用資産ということで、基準に定められておりますので、それに基づいております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 15番手嶋栄治議員。

○15番（手嶋栄治君） 10キロ以上の売電がある場合、売電がなかった場合は、自家消費なら10キロでも償却資産はかからないということですね。なら、極端に申しますと、老人施設とかが15キロとかそのぐらいつけて、自己で消費すればかからないということですね。

○議長（浅尾静二君） 市民環境部長。

○市民環境部長（中山玲子君） わかりにくくて申しわけございません。今、例で申された老人施設とかというのは、老人施設の事業としてやってございまして、そういった場合はかかります。事業用の電力で使われるので。以上です。

○議長（浅尾静二君） 15番手嶋栄治議員。

○15番（手嶋栄治君） あくまでも個人ですね、個人の家ということですね。個人で2世帯住宅、3世帯住宅があれば、そこで使えば何も問題はないということですね。事業所はだめか。わかりました。ありがとうございました。

本当にありがとうございました。ちょうどいい時間に終わりました。さっき申しましたけども、3ダムの完成のイベント、それから文化村のグラウンドの件は早急にどうか手当をしてください。市長、副市長、お願いしておきます。

これをもって私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（浅尾静二君） 15番手嶋栄治議員の質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時40分休憩